

# 新 川北町総合計画

(素 案)  
概要版

令和8年 月

川北町

# 総合計画の概要

## 1. 計画策定の目的

川北町では、平成 28 年に川北町総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）を策定し、「キラリと輝く“ふるさと”川北 –みんなで手を取り“若さあふれる”まちづくりー」を川北町の将来の姿（まちづくりのテーマ）として位置づけ、その実現に向けた取組を着実に進めてきました。

平成 27 年に開通した北陸新幹線は、現在は敦賀まで延伸を果たし、「ひと」や「モノ」、「情報」などの大きな流れは、県下に観光や産業振興等の大きな可能性を創出しています。

しかし、令和 6 年に発生し、未だ傷の癒えることのない能登半島地震など自然災害や感染症などのリスクに対する安全・安心への備え、AI（人工知能）の発達やDXの進展、そして、全国的に直面する大きな課題である人口減少や少子高齢化の急速な進行とそれに伴う地域産業の衰退など、本町を取り巻く社会、経済情勢は大きく変化し、地方自治体運営のあらゆる分野において大きな影響をもたらしています。

また、国は、これまでの地方創生の取り組みや成果を踏まえて、今後の地方創生の方向性等を表す「地方創生 2.0 の基本的な考え方」により、地方の活力向上をより推進しているところです。

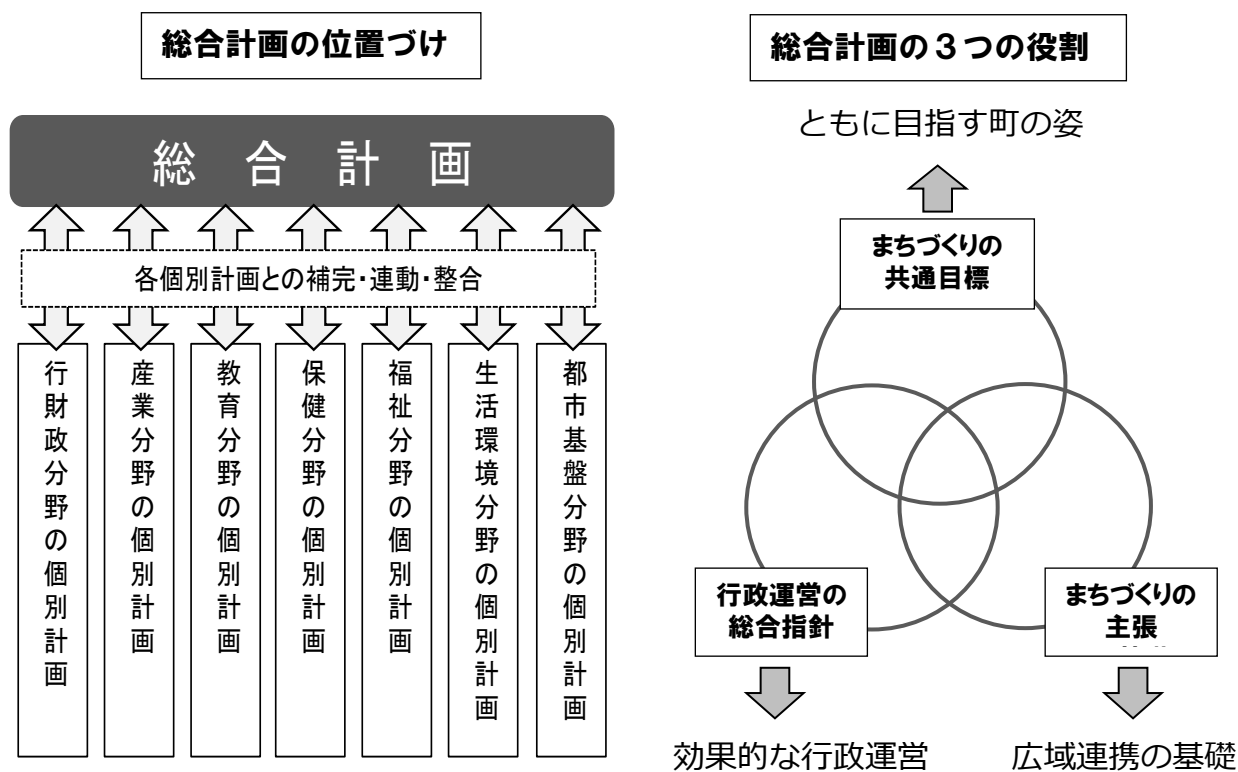
こうした状況の中、住民の幸せな暮らしを実現し、守り続けていくことが基礎自治体である本町の責務であり、これまで築き上げてきたものを礎に、子どもたちや次世代にとって持続可能なまちづくりの実現が求められています。

これらのことから、現行の「川北町総合計画」における 10 年間の取り組みを評価し、アンケート調査による住民の意見を踏まえた計画の見直しを図り、生活基盤等住環境の充実や住民生活の安全・安心を支える地域の強靱化による防災力の強化、地域経済の活性化を図りつつ、住民が幸せに暮らし続けることができるまちづくりをより一層進めていく必要があります。そのために、今後 10 年間のまちの将来像を定めるとともに、特に前期 5 年間のまちづくりの取組や住民等まちづくりの主体との協働を円滑に進めるための指針として「新 川北町総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

また、本計画は令和 2 年に策定した（令和 6 年一部修正）「第 2 期 川北町版総合戦略」を引き継ぐ「第 3 期 川北町版総合戦略」を包含する形とするとともに、各分野における個別計画と連携し、整合性を図っていくこととします。

## 2. 計画の位置づけと役割

「総合計画」は、すべての分野における行政運営の基本となる、地方自治体の最上位計画として位置づけられ、今後のまちづくりの基本的な方向性を示す指針となるものです。本計画は、以下の3つの役割を持ちます。



## 3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの枠組みで構成します。また、地方創生総合戦略を重点プロジェクトという形で内包しています。

### 新 川北町総合計画の構成と期間

| 総合計画の構成 | 計画期間            |                 |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
|---------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|         | 令和8年<br>(2026年) | 令和9年<br>(2027年) | 令和10年<br>(2028年) | 令和11年<br>(2029年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和13年<br>(2031年) | 令和14年<br>(2032年) | 令和15年<br>(2033年) | 令和16年<br>(2034年) | 令和17年<br>(2035年) |
| 基本構想    | 10年             |                 |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
| 基本計画    | 前期5年            |                 |                  |                  |                  | 後期5年             |                  |                  |                  |                  |
|         | 地方創生総合戦略5年      |                 |                  |                  |                  | 地方創生総合戦略5年       |                  |                  |                  |                  |

## 4. 住民ニーズの状況

本計画の見直しにあたって、幅広く住民の方のご意見やご提言をいただくため、18歳以上の住民を対象にアンケート調査を実施しました（配布数：600〔無作為抽出〕、回収数：307、有効回収数：305、有効回収率：50.8%）その主な回答結果は以下のとおりです。

### ●まちの各施策・サービス・環境に対する満足度及び重要度

#### 満足度

- 満足度が最も高い項目は「1-①自然環境の豊かさ」、次いで「1-②河川整備、治水対策の状況」、「3-①児童福祉・子育て支援」、「1-⑦上下水道の状況」、「1-⑧街並みや自然景観の状況」などの順となっています。
- 満足度が最も低い項目は「1-⑥公共交通の利便性」、次いで「2-③観光の振興」、「2-④雇用対策」、「1-⑨デジタル化・情報通信網の状況」、「2-②商工業の振興」など、産業分野の項目への評価が厳しい結果となっています。

#### 満足度（全体／評価点、上位・下位項目）

| 上位 | 項目            | 評価点  | 下位 | 項目          | 評価点   |
|----|---------------|------|----|-------------|-------|
| 1  | 1-①自然環境の豊かさ   | 1.33 | 1  | 1-⑥公共交通の利便性 | -1.13 |
| 2  | 1-②河川整備、治水対策の | 0.89 | 2  | 2-③観光の振興    | -0.14 |
| 3  | 3-①児童福祉・子育て支援 | 0.88 | 3  | 2-④雇用対策     | -0.1  |

#### 重要度

- 重要度が最も高い項目は、「1-⑥公共交通の利便性」、次いで「1-②河川整備、治水対策の状況」、「3-①児童福祉・子育て支援」、「3-②健康づくり・医療体制」、「1-⑦上下水道の状況」などの順となっています。

#### 重要度（全体／評価点、上位10項目）

| 上位 | 項目              | 評価点  | 上位 | 項目               | 評価点  |
|----|-----------------|------|----|------------------|------|
| 1  | 1-⑥公共交通の利便性     | 1.47 | 6  | 1-⑫交通安全・防犯体制     | 1.30 |
| 2  | 1-②河川整備、治水対策の状況 | 1.46 | 7  | 1-①自然環境の豊かさ      | 1.30 |
| 3  | 3-①児童福祉・子育て支援   | 1.41 | 8  | 1-⑬町独自の各種補助施策    | 1.24 |
| 4  | 3-②健康づくり・医療体制   | 1.39 | 9  | 1-⑪消防・防災対策       | 1.23 |
| 5  | 1-⑦上下水道の状況      | 1.31 | 10 | 1-⑩ごみ処理・リサイクルの状況 | 1.17 |

# 町の基本理念と将来像

## 1. 基本理念

今後のまちづくりの基本理念（最も大切にするまちづくりの目的）を以下のとおり定め、本町のまちづくりの根幹となる考え方とします。

### 基本理念

住むひとみんなが、まちへの誇りと愛着を持ち、心のふるさととして大切にまちづくりを進めていきます。

## 2. 将来像

将来像は、基本理念に基づき、本町が10年後に実現すべき姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

本計画では、将来像を次のとおり定め、「心のふるさと」を実感でき、「かわきた」らしくキラリと輝くまちを目指します。

### 将来像

キラリと輝く “心のふるさと川北”

～みんなで手を取り “笑顔あふれる 住みよい” まちづくり～

#### 心のふるさと・・・

若いひとと老いたひと、このまちで暮らす日々において心の安定を実感し、住むことを誇りとしつづけるよう、まちへの誇りや愛着が醸成され、いつも心にあるまち。

#### 笑顔あふれる 住みよい・・・

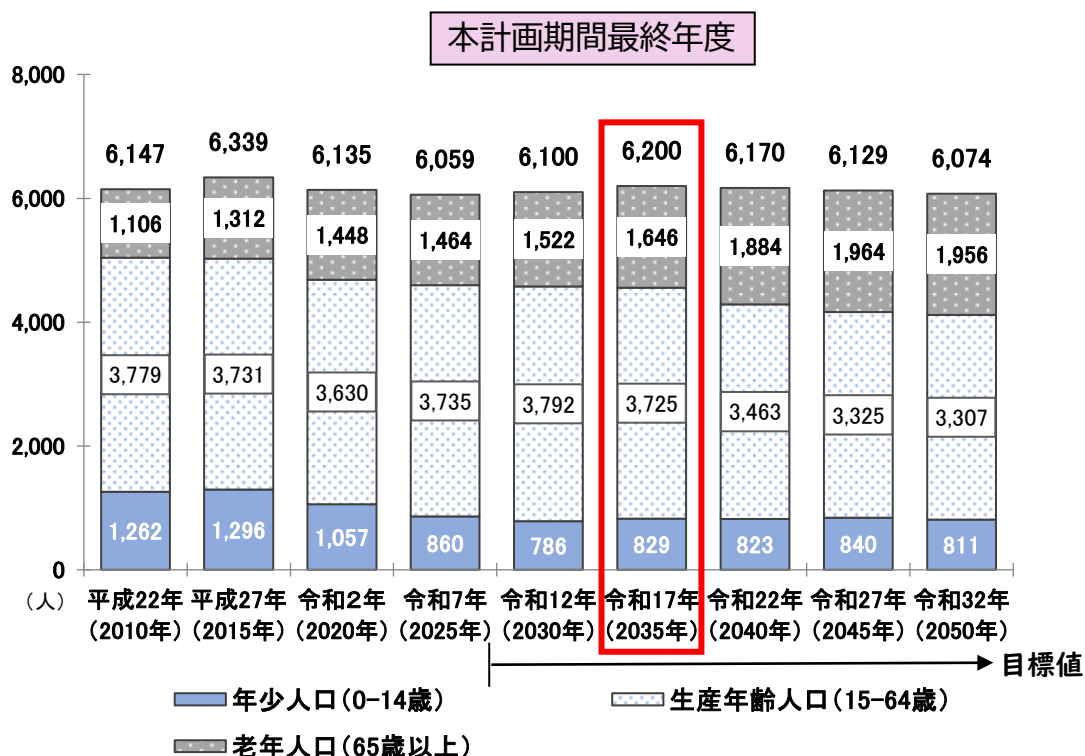
手取川と白山に抱かれたのどかな農村風景のなかで、住民の結束の強さや思いやりがあふれており、安心して心地よく暮らしていける、地域住民の笑顔があふれ、住んで良かったと実感できるまち。

### 3. 将来人口

本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所での「日本の地域別将来推計人口」等の資料では、平成 27 (2015) 年の 6,339 人をピークに令和 2 (2020) 年以降減少傾向で推移し、本計画期間最終年度の令和 17 (2035) 年では 5,800 人程度にまで減少することが見込まれています。

本町の人口動態状況は、20～39 歳の転入はみられるものの、進学や就職時及び結婚時に町外に転出することで、近年は社会減の傾向となっています。また、合計特殊出生率の対象となる 15～49 歳の女性のうち、15～39 歳の女性の転出が大きく、この状況が続けば、年齢 3 区分のうち年少人口と生産年齢人口において人口の減少が進む一方、老年人口は増加の一途となると想定されます。

しかしながら、令和 6 年度は町営住宅の建設や集落周辺の宅地造成が進んだことから、社会増となり、出生数も回復傾向にあります。本計画期間においては、移住・定住施策の推進を図り、転出者の増加をできる限り抑制し、豊かな自然や田園環境との調和を図りつつ、集落周辺の宅地化等による、特に若い世代の転入促進を図ることで、10 年後の令和 17 年 (2035 年) の将来目標人口を 6,200 人と掲げ、豊かな田園環境と調和し、町のスケールに見合った適正な自治体運営を目指すものとしします。

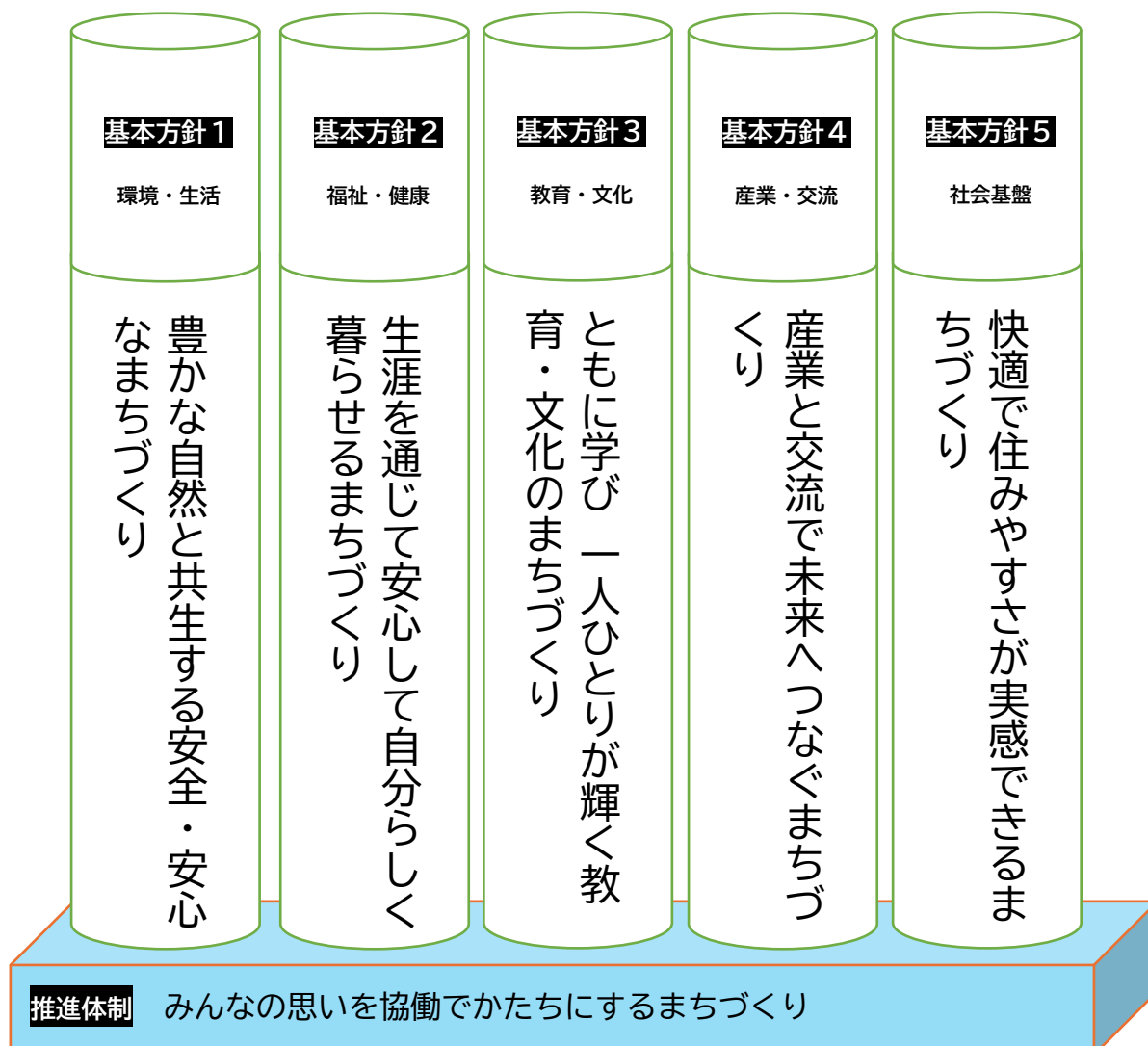
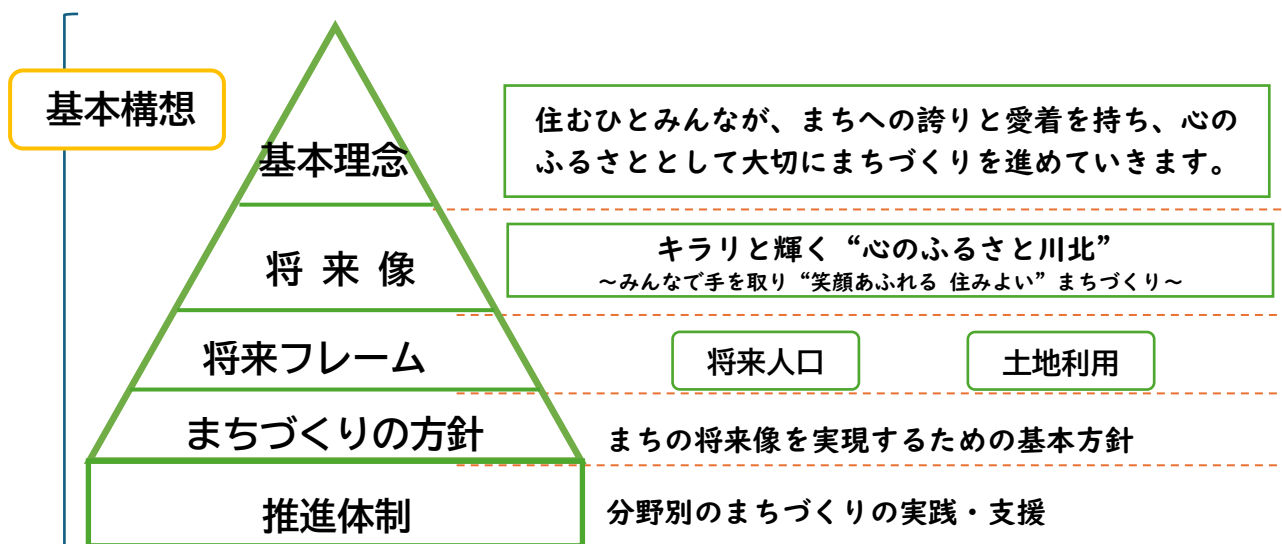


※令和 7 年までは実績値 (令和 7 年は 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口：起点)。令和 12 年以降は目標値。

# まちづくりの方針と施策体系

## 1. 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおり設定します。



## 2. まちづくりの方針

将来像に掲げるまちを実現していくために、目指すべき基本方針（まちづくりの柱）と施策の方向性を次のとおり定めます。

### 基本方針1. 豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり （環境・生活）

#### 【施策の方向性】

ホタルが生息できるような豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、自然との共生におけた循環型社会の形成に取り組みます。

また、地震や豪雨・台風などの激甚化する自然災害に備えるため、まちの強靱化を進め、自助・共助による地域防災力の強化を図るとともに、交通安全・防犯対策も強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。

| 施策の方針 |   |
|-------|---|
| 1-1   | <b>自然環境の保全</b><br>自然環境の保全をはじめ、地球温暖化対策、公害・環境汚染の防止、自然エネルギーの活用や省エネルギーの推進など、住民・事業者・行政が協働して、自然環境の保全に向けた取組を推進します。   |
| 1-2   | <b>環境衛生</b><br>全町的にごみの減量を促進し環境への負荷を減らしていくとともに、日頃からごみ分別を徹底し、3R運動（Reduce：減量化／Reuse：再使用／Recycle：再資源化）を推進し、持続可能な資源循環型社会を目指します。                                      |
| 1-3   | <b>防災、消防</b><br>迅速な情報収集・伝達体制や防災設備の整備を図るとともに、自主防災組織を中心に自助・共助の強化を図り、地域の防災力及び減災力の向上を推進し、災害に強いまちづくりを目指します。<br>また、消防団の強化や救急体制の充実を図り、いつでも・誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。    |
| 1-4   | <b>交通安全、防犯、消費者行政</b><br>住民の交通安全や防犯への意識の高揚、自主的な防犯・地域安全活動の促進に努めながら、交通安全施設や防犯設備などの整備・維持管理を図ります。<br>また、消費生活に関する情報提供や啓発に努め、正しく判断できる賢い消費者意識の向上を図るとともに、各種相談体制の充実に努めます。 |

## 基本方針2. 生涯を通じて安心して自分らしく暮らせるまちづくり

(福祉・健康)

### 【施策の方向性】

すべての住民が生涯を通じて安心して自分らしく活躍していけるよう、その社会基盤となる保健・医療・福祉施策に積極的に取り組むとともに、住民・地域・行政が連携した地域福祉活動を進めることにより、支え合い、ともに生きるやさしさあふれるまちづくりを推進します。

また、多様なニーズへの対応を図り、子育て世代への切れ目ない支援を目指すことにより、安心して子どもを産み育てられる地域環境の充実を進め、子どもたちの笑顔があふれるまちづくりを進めます。

| 施策の方針 |  |
|-------|--|
| 2-1   | <b>地域福祉</b><br>誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の担い手の育成とそのネットワークの充実を図るとともに、様々な課題に対応できるよう包括的な相談支援体制を構築します。また、住民間の交流や支え合い活動が活発に継続できる地域の基盤づくりを進めます。   |
| 2-2   | <b>子育て支援</b><br>子育て世代への切れ目ない支援を目指し、ワークライフバランスの実現へ向け多様なニーズに対応する保育サービスや子育て相談体制を充実させ、安心して子どもを産み育てられる地域環境づくりを進めます。   |
| 2-3   | <b>健康づくり、医療</b><br>各種検（健）診や健康相談体制などを充実させるとともに、住民の地域における健康づくり活動の支援を進めます。<br>また、住民がいつでも適切な医療を受けることができるよう、医療機関など関係機関と連携して医療体制の確保に努めます。  |
| 2-4   | <b>高齢者福祉</b><br>地域包括支援センターを中心に介護・医療・福祉の総合相談や介護サービスの充実を推進し、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護予防施策の促進により健康寿命の延伸を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるように支援していきます。また、社会との関わりを支援し高齢者の孤立・孤独対策を図り、いきいきと活動できる高齢社会の実現を目指します。さらに、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりに努めます。 |
| 2-5   | <b>障害者（児）福祉</b><br>様々な障害に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発活動を促進し、障害のある方が安心して地域で自立した生活等ができるよう、また、可能性を伸ばしながら成長できるような地域環境づくりを推進します。   |

## 基本方針3. とともに学び 一人ひとりが輝く教育・文化のまちづくり

(教育・文化)

### 【施策の方向性】

次世代を担う人材の育成と、生涯を通じて学びやスポーツに親しめる心豊かな環境づくりを進めます。

また、地域に根ざした文化の継承と特色ある文化の創造を進め、本町への誇りや愛着を醸成する、ひとが輝く教育・文化のまちづくりを推進します。

| 施策の方針       |  |
|-------------|--|
| 3-1 教育      | ふるさとを愛し、豊かでたくましい心身としなやかな感性を持ち、新しい時代を切り拓く子どもたちの育成を進めます。また、教職員の資質向上、学校施設の計画的な整備などを効果的に展開します。 |
| 3-2 青少年健全育成 | 子どもや若者が次世代の担い手として健全に育成されるよう、家庭と地域、学校が連携して健全育成活動を推進します。                                     |
| 3-3 生涯学習    | 各年齢層に応じた生涯学習情報の提供や学習機会の充実、活動機会を創出していくなど生涯学習活動を推進するとともに、生涯学習活動を担う人材の育成と活用に努めます。             |
| 3-4 文化芸術    | 地域に根ざした文化の継承や住民主体の活動を支援します。また、貴重な文化財の保存・保護に努め、活用を図ります。                                     |
| 3-5 スポーツ    | 誰もが気軽に、安全・安心に自身の年齢や体力に応じたスポーツに親しめる環境づくりや施設の充実に努めていきます。                                     |

## 基本方針4. 産業と交流で未来へつなぐまちづくり

(産業・交流)

### 【施策の方向性】

魅力ある農業の実現をはじめ、地域資源の好循環化を図るとともに、好立地条件を最大限に生かした優良企業の誘致や地場企業の事業拡大を促進し、安定した雇用の場を確保していきます。

また、川北ブランドや北陸最大級の花火大会としても有名な川北まつりなど本町の魅力を町外へ発信し、ひとの交流からまちの活性化を図ります。

| 施策の方針           |  |
|-----------------|--|
| 4-1 農業          | 優良農地の保全の観点からも認定農家や集落営農の法人化等による優れた経営体の育成、支援の強化を図るとともに、農業の担い手の育成を推進していきます。<br>また、農業経営の高度化を図ることや、ロボット、AI、IoT等を活用したスマート農業の導入による活力のある農業環境の整備を図ります。                  |
| 4-2 商業・工業       | 事業者の活力の向上や担い手の育成、経営基盤の強化を進めるとともに、地域資源を活用したにぎわい拠点の創出を促進します。<br>また、優良企業の誘致や地場企業の事業拡大を促進し、安定した雇用の場を確保していくとともに、勤労者福祉の充実に向け、雇用・就労に関する情報提供に努めます。                     |
| 4-3 川北ブランドの情報発信 | 地域固有の特産ブランド（農産物、地ビール、工芸品など）の魅力を高めるため、さらなる商品の開発・販売強化と、SNS等を活用した情報発信や販路拡大を進めていきます。<br>また、川北ブランドや北陸最大級の花火大会としても有名な川北まつりなどまちの魅力を町外へ積極的に発信し、ひとの流れや交流による町の活性化を推進します。 |

## 基本方針5. 快適で住みやすさが実感できるまちづくり (社会基盤)

### 【施策の方向性】

農村特有の田園風景と都市機能の調和した計画的な土地利用を基本に、安全・安心な住民生活や活発な産業活動などの基礎となる都市基盤を計画的に整備し、居住環境の質的な向上を図り、快適で住みやすさが実感できるまちづくりを推進します。

| 施策の方針 |   |
|-------|---|
| 5-1   | <p><b>土地利用</b></p> <p>土地利用においては、町の将来目標人口を踏まえ、公共施設等の規模や配置に留意して、新たなまちの活力・魅力を高めるため、地区主体による住宅地の開発や優良企業の誘致等の適正かつ計画的な誘導を図ります。</p>   |
| 5-2   | <p><b>景観の質的向上</b></p> <p>手取川周辺に形成される田園風景や白山の眺望景観の保全に対する住民意識の高揚を図り、町民のこころの癒しとなっているまちの景観を高めていきます。</p> <p>また、農村集落が有する固有の景観の保全や道路緑化、住宅地の植樹など、居住環境の質的な向上を図るよう美しい景観づくりを促進します。</p>   |
| 5-3   | <p><b>住宅・集落環境と移住・定住</b></p> <p>快適な農村集落環境を維持するため、整備が進んだ生活関連施設についても、老朽化した社会基盤や公共施設の適切な維持管理・長寿命化の推進を図ります。</p> <p>また、少子高齢化の進行により町内に空き家が増加することが見込まれており、地域住民や環境に配慮した空き家の活用や適正管理の徹底、必要に応じた解体費用の助成などを進めるとともに、移住・定住の促進を図ります。</p> |
| 5-4   | <p><b>上下水道</b></p> <p>安全で良質な水の安定供給に向けて、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに、経営基盤の強化や健全運営に努め、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図ります。</p> <p>下水道施設は長寿命化等の視点を踏まえた更新と維持管理を進め、中長期的な視点による経営努力と経営の健全化を図ることで、安定的で持続可能な下水道事業の運営を図ります。</p>                   |
| 5-5   | <p><b>道路・公共交通</b></p> <p>計画的な幹線道路網の整備と安全面を重視した人にやさしい生活道路の整備を図るとともに、町内拠点施設を結ぶ歩行者等のネットワーク道路を形成し、水と緑を身近に感じる環境づくりを推進します。</p> <p>また、公共交通機関の利便性向上や新たな公共交通システムの検討及び構築により、自動車を運転しない人も気軽に外出できて、安全・安心に生活できるまちの形成につなげます。</p>       |
| 5-6   | <p><b>河川・水路</b></p> <p>手取川の水害対策など防災に留意して河川環境を整備するとともに、手取川や集落内の用水路の活用により、消防水利の確保や流域治水対策による安全で安心なまちづくりを推進します。</p>   |
| 5-7   | <p><b>公園・緑地</b></p> <p>まちを特徴づける集落部の農村公園の町民参加の管理体制の促進や、新興住宅団地部の生け垣の設置など潤いのある空間の創出を図っていきます。</p> <p>また、スポーツ公園や手取川の水辺環境の有効活用により、町内外からの人の流れを創出していきます。</p>  |

## 推進方針. みんなの思いを協働でかたちにするまちづくり

### 【施策の方向性】

住民と企業、行政がそれぞれの役割と責任を持って魅力ある地域社会の形成に取り組みます。また男女共同参画社会の形成や地域交流に取り組むとともに、限られた資源（財源、人材、環境）の中で、自律した行政経営に努め、行政サービスを維持・向上するよう、みんなの思いを協働によりかたちにしていきます。

| 施策の方針 |  |
|-------|--|
| 6-1   | <b>協働によるまちづくり</b><br>まちづくりに関して住民の参画意識の高揚を促進し、地域課題や各種情報の共有を図り、住民や地域、企業などと行政がそれぞれの役割分担による協働のまちづくりが進む仕組みを構築していきます。<br>また、協働によるまちづくりが円滑に進むよう、まちづくりに関わる団体やボランティア活動を支援するとともに、まちづくり人材の育成を促進します。 |
| 6-2   | <b>地域コミュニティ活動</b><br>「自分たちの地域は自分たちの力で創造する」といった意識の高揚による自主的なコミュニティ活動の活性化を推進し、人と人とのつながりを基本とする住民主体の地域コミュニティの活性化や成熟化を図ります。  |
| 6-3   | <b>多文化共生と国際交流</b><br>外国人や日本人といった区別なく、まちに関わるひととして互いの価値観や生活習慣を理解する機会を確保し、支え合いながら暮らしやすいまちを共につくることを目指します。<br>また、次世代を担う子どもたちが世界に触れる異文化交流の機会を確保することで、より多様な視点・価値観を持った人材の育成を図ります。                |
| 6-4   | <b>誰もが参画できるまちづくり</b><br>多様な個性や価値観を認め合い、尊重しながら、一人ひとりが能力を発揮できるよう、差別や偏見防止に向けた情報を発信します。<br>あらゆる人の対等な社会参加が保障され、家庭・職場・地域活動に生き生きと参画し交流が深まることで、新たなまちの魅力の創出や人材の育成につなげます。                          |
| 6-5   | <b>行政経営</b><br>今後の厳しい財政状況の中、必要な行政サービスの維持、施設の長寿命化や計画的な更新を進め、効率的な行政運営に取り組むとともに、地域・企業・周辺自治体との連携による持続可能な行政運営を維持していきます。   |

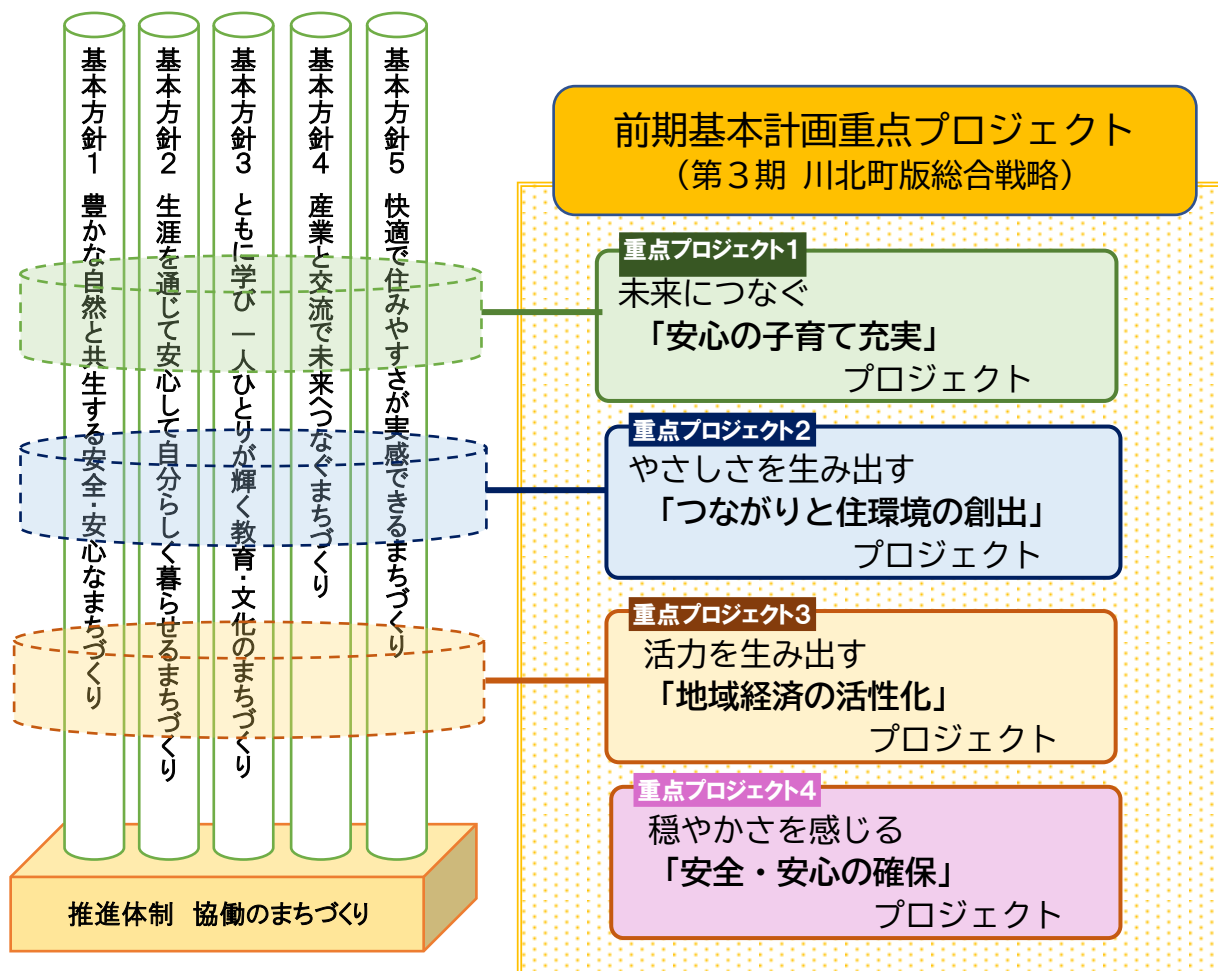
# 前期基本計画における重点プロジェクト (第3期 川北町版総合戦略)

## 1. 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、基本構想に掲げる将来像『キラリと輝く“心のふるさと川北”～みんなで手を取り“笑顔あふれる 住みよい”まちづくり～』の達成に向けて、前期基本計画の各施策の推進力を高めるために、本計画の基本方針が示す分野を横断的、あるいは積極的に取り組む施策です。

戦略的な視点及び将来の財政フレームに基づき選択と集中によって重点的に取り組む施策であるとともに、地方創生への取組として、人口減少が引き金となる少子高齢化や地域経済の縮小など、本町が対応すべき課題に対して解決を促進する施策として位置づけます。

これにより、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持し、誰もが幸せを感じ、安心・安全に暮らせる持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。



## 2. 重点プロジェクトの展開

### 重点プロジェクト1

## 充実した子育て環境をめざす

### 未来につなぐ「安心の子育て充実」プロジェクト

#### 【プロジェクトの目的】

#### 安心の子育て充実

～安心して子どもを産み、育てられる環境を地域が一体となってつくっている～

#### 【プロジェクトの基本的方向】

子育てしやすい環境の充実を促進し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちづくりの実現により、子育て世帯に選ばれる「川北町」をPRしていきます。

また、家庭・学校・地域が一体となった子育て、教育環境の整備を推進し、地域の力により次世代を担う子どもたちがたくましく生きていける人間力の高い人づくりを推進していきます。

#### (1)結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援

##### 【主な施策】

- ・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（施策2-2）
- ・安心して子育てできる環境の充実（施策2-2）
- ・母子のこころとからだの健康支援の充実（施策2-2）

#### (2)安心して子育てできる環境づくり

##### 【主な施策】

- ・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（施策2-2）
- ・母子のこころとからだの健康支援（施策2-2）
- ・安心して子育てできる環境の充実（施策2-2）
- ・特色のある事業（わくわくチャレンジ事業）の拡充（施策2-2）

#### (3)川北らしい特色ある教育の実践

##### 【主な施策】

- ・地域の教育力を生かしたコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実（施策3-1）
- ・中学校部活動の地域展開の推進（施策3-1）

#### (4)地域の力による子育ての充実

##### 【主な施策】

- ・世代間交流活動の促進（施策3-2）

## 多世代がずっと住み続けられるまちをめざす

### やさしさを生み出す「つながりと住環境の創出」 プロジェクト

#### 【プロジェクトの目的】

##### つながりと住環境の創出

～すべての人が、ずっと住み続けられる「川北町」実現のための定住促進が図られている～

#### 【プロジェクトの基本的方向】

人口減少・労働力不足などへの対応を踏まえ、様々な生活環境の課題に向け AI やデジタルなどの導入を積極的に検討しながら、日々の暮らしに欠かせない生活機能の維持を維持するとともに、「ずっと住み続けたい」と思う魅力的な生活環境の実現を目指します。また、町内外の活発な交流を促進するための施策を充実させ、関係人口の増加や人材循環の促進を図るほか、地域における文化・スポーツ活動を通じて、集落のつながりやコミュニティを活かした魅力ある交流を進め、多世代の同居・隣居・近居による定住を促進します。

#### (1)地域のコミュニティ創出

##### 【主な施策】

- ・幅広い内容の講座や事業の開催（青少年講座、教養講座、櫻光学級など）（施策 3-3）
- ・多世代間の交流を生み出す講座内容の工夫（施策 3-3）
- ・地域コミュニティ活動の活性化の推進と支援の充実（施策 6-2）
- ・自治会、自主防災組織、自治公民館、自衛消防隊等の活動の維持・充実（施策 6-2）

#### (2)住環境の向上と移住・定住の促進

##### 【主な施策】

- ・地区主体の住宅地整備に対する支援（施策 5-1）
- ・住宅地の緑化推進（施策 5-2）
- ・移住・定住の促進（各種施策の推進、積極的な情報発信）（施策 5-3）
- ・空き家等の利活用に対する支援（施策 5-3）
- ・住宅耐震化の促進（施策 5-3）
- ・道路整備の推進及び安全な歩行空間の確保（施策 5-5）

#### (3)町内外における活発な交流の促進

##### 【主な施策】

- ・川北まつり等イベントを通じての交流人口の拡大（施策 4-3）
- ・路線バスの維持と公共交通の利用促進（施策 5-5）
- ・新たな公共交通システムの検討及び構築（施策 5-5）
- ・地域の祭り、行事等の継承・振興（施策 6-2）

- ・国際的な交流機会の促進（JAPAN TENT の受入など）（施策 6-3）
- ・日本語教室の維持・充実（施策 6-3）
- ・多文化共生と国際交流（施策 6-3）

#### (4)生涯学習の推進

##### 【主な施策】

- ・幅広い内容の講座や事業の開催（青少年講座、教養講座、櫻光学級など）（施策 3-3）再掲
- ・多世代間の交流を生み出す講座内容の工夫（施策 3-3）再掲
- ・利用者のニーズに応じた施設利用者数の拡大（施策 3-5）
- ・効率的かつ持続可能なスポーツ環境の維持（施策 3-5）

#### (5)生涯スポーツの推進

##### 【主な施策】

- ・利用者のニーズに応じた施設利用者数の拡大（施策 3-5）
- ・効率的かつ持続可能なスポーツ環境の維持（施策 3-5）

### 重点プロジェクト3

## 地域で働きやすい産業と雇用環境を生み出す 活力を生み出す「地域経済の活性化」プロジェクト

### 【プロジェクトの目的】

#### 地域経済の活性化

～すべての人が、地域に魅力と希望を感じる産業と働く場が創出されている～

### 【プロジェクトの基本的方向】

豊富な水と地価の安さを活かし、地元企業や優良企業の誘致により、安定した雇用環境の確保に努めます。

また、町民や企業の創意と工夫を凝らした川北ブランド戦略の展開に向けた、町内外・全国への販路開拓及び情報発信の推進により産業の高付加価値化を図り、地域産業の活性化や効果的な経済循環を促進します。

#### (1)町の特性を活かした農業の振興

##### 【主な施策】

- ・農村環境を守る取組の推進（施策 4-1）
- ・作業効率の高い農業の推進（施策 4-1）

#### (2)商工会等と連携した販わい創出の推進と優良企業の誘致

##### 【主な施策】

- ・商工会と連携した販わい創出の推進（施策 4-2）
- ・優良企業の誘致の推進と雇用の確保（施策 4-2）

### (3)川北ブランドの魅力向上と発信

#### 【主な施策】

- ・川北まつり等イベントを通じての交流人口の拡大（施策 4-3）
- ・SNS など多様な媒体を活用した町の魅力・イベント情報の充実（施策 4-3）
- ・交流人口の拡大と町出身者等への情報提供と発信の充実（施策 4-3）
- ・産直物産館の機能充実と情報発信・交流拠点の整備検討（施策 4-3）
- ・特産品の開発支援とふるさと納税の推進（施策 4-3）
- ・国内の地域間交流の推進（施策 4-3）
- ・近隣自治体との広域行政、広域連携の強化（施策 6-5）

#### 重点プロジェクト4

## 町民がずっと元気に暮らせるための生活基盤の 維持・充実 穏やかさを感じる「安全・安心の確保」プロジェクト

### 【プロジェクトの目的】

#### 安全・安心の確保

～すべての人が、住み慣れた場所で、安全な環境のもと、穏やかさを感じている～

### 【プロジェクトの基本的方向】

安全で強靱なまち、環境にやさしいインフラ等生活基盤を整備するとともに、地域における防災・減災対策を着実に推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、一人ひとりが、健康で元気に暮らし、自分らしく地域社会でいきいきと活躍できる環境を整備するとともに、生涯にわたって安心して暮らせるよう、医療体制の維持や福祉施策の充実を図ります。

### (1)安全・安心なまちづくり

#### 【主な施策】

- ・防災拠点へのアクセス道路の整備（施策 1-3）
- ・防災施設・設備の充実、指定避難所の機能強化（施策 1-3）
- ・防災情報の周知・広報の徹底（施策 1-3）
- ・防災訓練や火災防ぎょ訓練の充実（施策 1-3）
- ・地域の自主防災機能の強化（施策 1-3）
- ・地域防災計画等各種計画の見直し（施策 1-3）
- ・消防団や自衛消防隊の充実・強化（施策 1-3）
- ・交通安全意識の高揚（施策 1-4）
- ・地域交通安全・防犯活動の充実（施策 1-4）

## (2)健康寿命延伸の取組

### 【主な施策】

- ・ 予防に重点を置いた世代に応じた健康づくりの推進（施策 2-3）
- ・ 適切な社会保障制度に関する情報の提供、周知（施策 2-3）
- ・ 体の健康づくりの推進（施策 2-3）
- ・ 心の健康づくりの推進（施策 2-3）

## (3)高齢者・障害福祉サービスの充実

### 【主な施策】

- ・ 安心して暮らせる地域づくりの推進（施策 2-1）
- ・ 効果的な介護保険制度の運用（施策 2-4）
- ・ 高齢者への生活支援の充実（施策 2-4）
- ・ 高齢者の居場所づくりの推進（施策 2-4）
- ・ 高齢者医療費助成事業の継続（施策 2-4）
- ・ 障害がある人への適切な福祉サービスの提供（施策 2-5）
- ・ 障害者が安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進（施策 2-5）

## (4)環境にやさしいインフラ整備

### 【主な施策】

- ・ 省エネ・節電に対する取組の支援（施策 1-1）
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用促進（施策 1-1）
- ・ ごみの減量化・再資源化の推進（施策 1-2）
- ・ 町民参加型の環境教育の推進による環境保全に対する気運の醸成（施策 1-2）
- ・ 家庭ごみガイドブックなどのデジタル化の推進（施策 1-2）

## (5)公共インフラの長寿命化

### 【主な施策】

- ・ 公共施設の老朽化対策及び長寿命化の推進（施策 5-3）
- ・ 上下水道施設の適切な維持管理の推進（施策 5-4）
- ・ 道路・公共交通網の充実（施策 5-5）
- ・ 道路施設の維持管理の推進（施策 5-5）

# 新川北町総合計画（素案）概要版

令和8（2026）年～令和17（2035）年

編集・発行/川北町 総務課

〒923-1295 石川県能美郡川北町字吉ツ屋 174 番地

電話：076-277-1111

<https://www.town.kawakita.ishikawa.jp>